

## スーパーグローバルハイスクール事後評価実施要項

平成31年3月12日  
初等中等教育局長決定

スーパーグローバルハイスクール実施要項1 1. (3)の規定に基づき実施する事後評価は、この実施要項により行うものとする。

### 1. 評価の目的

スーパーグローバルハイスクール（以下「SGH」という）として指定された学校（以下「指定校」という）の取組状況や成果等について、有識者による事業実績にかかる事後評価を行い、その結果を管理機関等に示すとともに社会に公表することにより、SGHの取組が広く国民の理解を得られることを目的とする。

### 2. 評価の時期

事業終了後に実施する。

### 3. 評価委員

事後評価は、企画評価会議協力者等の有識者（以下「評価委員」という）により実施するものとする。

### 4. 評価の実施

各指定校の取組状況や成果、目標の達成状況の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法、（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

#### (1) 評価項目

##### (I) 項目別評価

#### 1. 取組状況及び成果

研究開発完了報告書等によって報告された以下の項目ごとに評価を行う。

- ① 教育課程の研究開発・実践の状況について
- ② 高大接続の状況について
- ③ 生徒の変化について
- ④ 教師の変化について
- ⑤ 学校における他の要素の変化について
- ⑥ 課題や問題点について
- ⑦ 今後の持続可能性について
- ⑧ 事業全体について

## 2. 目標の達成状況

以下の項目ごとに、目標の達成状況について評価を行う。

- a. 自主的に社会貢献活動や自己研鑽<sup>けんさん</sup>活動に取り組む生徒数
- b. 自主的に留学又は海外研修に行く生徒数
- c. 将来留学したり，仕事で国際的に活躍したりしたいと考える生徒の割合
- d. 公的機関から表彰された生徒数，又はグローバルな社会又はビジネス課

### 題

に関する公益性の高い国内外の大会における入賞者数

- e. 卒業時における生徒の4技能の総合的な英語力としてCEFRのB1～B2レベルの生徒の割合
- f. その他本構想における取組の達成目標

### <指定4年目以降に検証する目標>

- a. 国際化に重点を置く大学へ進学する生徒の割合
- b. 海外大学へ進学する生徒の人数
- c. SGHでの課題研究が大学の専攻分野の選択に影響を与えた生徒の割合
- d. 大学在学中に留学又は海外研修に行く卒業生の数

なお，2. 目標の達成状況の評価するにあたっては，本事業検証による定量的・定性的なデータ等の分析結果により，また委託費が適切かつ効果的に使用されたか，管理機関としての取組についても考慮の上，評価を行う。

## (2) 評価方法

事後評価は，書面評価（及び必要に応じて面接調査，現地調査）を行い，その結果に基づく合議評価により実施する。

### ① 書面評価

評価委員は，各取組について次の評価資料により書面評価を行い，合議により書面評価結果を取りまとめる。

- ・ 事後評価調書及び参考資料
- ・ 構想調書
- ・ 中間評価結果
- ・ 事業検証による検証資料

### ② 面接調査

評価委員は，書面評価結果を踏まえ，不明な点や関係者から直接聴取すべき事項等があり，書面評価だけでは適切な事後評価ができないと判断される取組においては，面接調査を行い，質疑応答等を行うことにより，取組状況等を十分に把握し，評価に反映させる。

## ③ 現地調査

評価委員は、書面評価結果（及び面接調査を実施した場合は面接調査結果）を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項等があり、書面評価（及び面接調査を実施した場合は面接調査）だけでは適切な事後評価ができないと判断される取組においては、現地調査を行い、教育現場における教職員や生徒との面談、関係施設の視察等を行うことにより、取組状況等を十分に把握し、評価に反映させる。

## ④ 合議評価

評価委員は、書面評価結果（及び実施した場合は面接調査結果、現地調査結果）を踏まえて合議評価を行い、各取組の評価結果や助言等をまとめる。

## ⑤ 評価の決定

評価委員は、各取組の評価結果をまとめ、管理機関に対し事前にその講評内容を開示する。管理機関から、開示された評価結果に対して意見の申し立てがあった場合には、その申し立て内容について再度審議を行い、評価結果をまとめ、各取組の評価結果を決定する。

## 3. 評価の基準

評価基準・区分
事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された。
事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現された。
事業計画をやや下回っているが、事業目的はある程度実現された。
事業計画を下回っており、事業目的はあまり実現されていない。
事業計画を下回っており、事業目的はほとんど実現されていない。

## 4. 評価結果の取扱い

- (1) 企画評価会議は、各取組の事後評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省は、評価結果を文書にて管理機関に通知するものとする。
- (2) 評価結果は、文部科学省ホームページ等への掲載により公開し、SGHの取組が広く国民の理解を得られるよう促進する。
- (3) 企画評価会議協力者の氏名については、事後評価結果の公表後に公表する。

## 5. その他

企画評価会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官（高等学校担当）付で処理する。またこの要項に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は別に定める。